

令和2年5月15日

なの花保育園保護者様
なの花保育園のぎ保護者様

社会福祉法人玉依会理事長 岸本和馬

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関して当法人各施設の対応について（第七報）

日頃より、当法人施設運営に関しご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言解除に伴う松江市の対応（登園自粛期間）について以下のとおりお知らせ致しますので、ご確認の上対応をお願い致します。

記

- I 登園自粛期間について **令和2年5月24日（日）まで**
令和2年5月7日付子育て部子育て政策課発「5月11日以降の登園・登所の自粛期間について（お願い）」にて5月31日までの延長としましたが、5月24日（日）までに変更になりました。
よって5月25日（月）からは通常の保育となります。
- II 延長保育の再開について 5月25日（月）より延長保育を再開致します。
- III 利用にあたって
①お子様の利用にあたってはマスクの着用をお願い致します。保護者様よる送迎はマスク着用にてお願い致します。マスクが入手困難な場合は手作りマスク等の対応をお願いします。
②発熱、咳、呼吸障害、倦怠感、味覚障害、胃腸炎症状がある場合は引き続き欠席の対応をお願いします。
③新型コロナウイルス感染者と接触している可能性を否定できない場合の利用は控えていただき、経過観察をお願いします。
④利用者本人や同居する家族について、県をまたいでの移動自粛にご協力下さい。
- IV その他 保育料並びに給食費の減算について、松江市が求める自粛期間以外に利用自粛をされた場合、その対象にはなりませんのでご注意ください。

以上